

長島町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他審査に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 鹿児島県北薩地域振興局林務水産部林務水産課職員
- (2) 耕地林務課長
- (3) 耕地林務課長補佐
- (4) 耕地林務課林務係長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務)

第5条 委員長は、耕地林務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、耕地林務課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。